

事務連絡
令和3年1月22日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県公営企業担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市公営企業担当課
各企業団財政担当課
(都道府県指定都市が加入するもの)

御中

総務省自治財政局公営企業課
総務省自治財政局公営企業経営室
総務省自治財政局準公営企業室

令和3年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について

総務省においては、現在、令和3年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては財政措置等について確定を見るに至ってはおりませんが、地方公共団体における公営企業等に関する予算編成作業等の状況に鑑み、さしあたり現段階における令和3年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

第1 公営企業の更なる経営改革の推進

今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中であって、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められる。各公営企業においては、以下の留意事項等を踏まえ、持続可能な経営の確保に向けた積極的な取組を推進されたい。

1 経営戦略の策定・改定の推進

(1) 経営戦略の策定の推進

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものである。策定要請期間である令和2年度までに9割を超える事業が策定を終える予定である。策定を終えている事業は、これに基づく計画的な企業運営を行っているところであり、その一部では既に当該経営戦略の改定に向けた検討を進めている。現時点で経営戦略が未策定である事業については、早急に策定作業を進め、策定期限である令和2年度中に確実に策定を完了されたい。

また、4に掲げるとおり、令和3年度より「経営・財務マネジメント強化事業」を創設し、経営戦略に係るアドバイザーを派遣することとしており、特に経営戦略が未策定である事業においては、本事業を活用の上、速やかに策定されたい。

なお、経営戦略の策定が、今後、新たな財政措置を講じる場合の要件になる可能性があるため、留意されたい。

(2) 質を高めるための改定の推進

経営戦略については、令和2年度までの策定を要請してきたところであるが、今後は、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高め、3年から5年内の見直しを行うことが重要である。「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）においても、令和7年度までに見直し率100%とされており、全ての事業において、この期限までに見直しを行うことが求められる。人口推計の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、抜本的な改革やストックマネジメント、料金改定を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討及び経営戦略の改定を行うことで、より質の高い経営戦略となるよう検討されたい。経営戦略の策定・改定に係る詳細については、平成31年3月に公表した「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書である「経営戦略策定・改定マニュアル」を参照されたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html)

(3) 計画的な料金水準の改定

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」の改定に当たり、財源構成の一つとして料金の水準についても検討することになるが、地方公営企業の料金については、公正妥当なもので、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされている。このことを踏まえ、料金の設定に当たっては、次の事項に留意されたい。

- ・ 社会情勢、経営環境の変化に応じて適切な料金となるよう、3年から5年内の経営戦略の改定の際に料金水準等を検証し、必要な改定の検討を行うこと。その際、施設の老朽化の実態や経営の将来見通しについて住民や議会にわかりやすく公表し、議論すること。
- ・ 総括原価主義の原則に基づき、狭義の原価に事業報酬を加えた原価を基礎とすること。その際、経営改善・合理化を一層徹底し、原価を極力抑制するとともに、特に水道事業や下水道事業など、将来にわたって安定的に事業を継続する必要がある事業については、施設の計画的な更新の原資を確保するため、事業報酬として必要な資産維持費を算定することを検討すること。
- ・ 人口減少等の経営環境の変化に対応するため、将来にわたり健全な経営を確保できる水準とするとともに、料金体系（例えば、基本料金と従量料金の比率等）についても適切に配慮すること。

2 公営企業の抜本的な改革の推進

(1) 総論

抜本的な改革の検討に当たっては、事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性について検証するとともに、経営形態のあり方について検討を行うことが必要であり、事業ごとの特性に応じて、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化及び民間活用等について具体的に検討することが重要である。

なお、水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されていることから、抜本的な改革のうち、広域化等及び民間活用の検討が求められる。

(2) 広域化の推進

広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できることから、各公営企業において積極的に取組を推進されたい。第2にあるとおり、特に、水道事業及び下水道事業については、令和4年度までの「水道広域化推進プラン」又は「広域化・共同化計画」の策定に取り組まれたい。その際、広域化には、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、管理事務の共同発注等の多様な手法があることを踏まえ、地域の実情に沿った検討を行われたい。病院事業については、各地域の将来目指すべき医療提供体制の確保に向けた取組と整合を図りながら、地域の実情を踏まえつつ、再編・ネットワーク化の着実な実施に取り組まれたい。

(3) 民間活用の推進

民間活用については、民間の資金・ノウハウの活用による効率化効果が期待できることから、PPP/PFI をはじめとして、民間委託や指定管理者制度の導入、地方独立行政法人の設立など、多様な手法について積極的かつ計画的に導入を検討されたい。

このうち、PPP/PFI については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成 12 年 3 月 29 日付け自治調第 25 号自治省財政局長通知）において、PFI 事業に係る施設整備に要する経費について、直営事業の場合と同等の地方財政措置を講ずることとされている。

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 2 年改定版）」（令和 2 年 7 月 17 日 民間資金等活用事業推進会議決定）においては、民間の経営原理を導入するコンセッション事業（公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業。以下同じ。）を活用することが重要であるとされるとともに、水道、下水道については重点分野として指定され、令和 3 年度末までの数値目標が設定されている。また、平成 30 年度の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）の改正により、水道事業及び下水道事業において公共施設等運営権方式を導入する場合に、当該事業に係る施設の改修等に充てた旧公営企業金融公庫資金等について、補償金の支払いを免除しての繰上償還の実施が可能とされている。

なお、地方公営企業におけるコンセッション事業の活用状況等を踏まえ、令和 2 年 4 月に「地方公営企業法施行規則」（昭和 27 年総理府令第 73 号）の改正を行い、関係経費の会計上の取扱いを明確化したところであるため、留意されたい。

(4) 取組の横展開

公営企業における抜本的な改革の検討に資するよう、毎事業年度、その取組状況について調査・公表を行っている。令和元年度においては、事業廃止 112 件、民営化・民間譲渡 12 件、広域化等 66 件など、各事業の特性に応じた取組が行われている。

また、先進的・優良的な事例をとりまとめた「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」を毎年度更新し、公表している。昨年 10 月には公営企業部門における ICT・IoT 技術等を導入した業務効率化に資する取組の事例を新たに追加するなど、充実を図った上で、地方公共団体への周知を行っているところであり、各公営企業において、更なる経営改革の推進に向けて積極的に活用されたい。

3 公営企業の「見える化」の推進

(1) 公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 18 号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 19 号総務省自治財政局長通知）により、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、令和元年度までに集中的に取組を推進するよう要請してきたところである。これにより、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村については取組に大幅な進捗が見られる一方、人口 3 万人未

満の市区町村については団体によって取組の進捗に差異が見られるなど、一層の取組が求められる状況にある。

このため、「公営企業会計の更なる適用の推進について」（平成31年1月25日付け総財公第9号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成31年1月25日付け総財公第10号総務省自治財政局長通知）により、重点事業について、人口3万人未満の市区町村においても令和5年度までに公営企業会計への移行が必要であることとしているので、各地方公共団体においては、一層の取組を推進されたい。

なお、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置については、人口3万人以上の地方公共団体は令和3年度から、人口3万人未満の地方公共団体は令和6年度から、公営企業会計の適用を要件とする予定であることにご留意いただきたい。

また、重点事業以外の事業についても、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において「実情や費用対効果を踏まえつつ、全公営企業の公営企業会計への移行を5年以内を実現することを目指し工程を明確化する」とされたことを踏まえ、公営企業会計への移行を積極的に推進されたい。

併せて、都道府県においては、市区町村が円滑に移行を進めることができるよう、都道府県内の市区町村が参加する連絡会議等を設置の上、個別の市区町村の取組状況を踏まえた適切な助言等について、引き続きご協力いただきたい。

総務省においても、各地方公共団体において公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、平成31年3月に「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を改訂したほか、4に掲げるとおり、令和3年度より「経営・財務マネジメント強化事業」を創設したところであり、積極的に活用されたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html）

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

① 公営企業会計の適用に要する経費

固定資産台帳の整備やシステム改修等、公営企業会計の適用に要する経費について、その全額を公営企業債（公営企業会計適用債）の対象とすることとしている。下水道事業及び簡易水道事業については、その元利償還金に対し、引き続き普通交付税措置を講ずることとし、その他の事業については、その元利償還金の1/2を一般会計からの繰出しの対象とした上で、当該繰出しに対し、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている（令和元～5年度）。

② 都道府県が行う市区町村への支援に要する経費

連絡会議・研修会等の開催や、専門人材の活用による個別相談会の実施など、都道府県が行う市区町村への支援に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和元～5年度）。

③ 資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業とで発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能

額が減少する場合について、適用後3年間の激変緩和措置を引き続き講ずることとしている。

(2) 経営比較分析表

平成27年度から各公営企業において作成・公表している経営比較分析表については、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業（自動車運送事業）、電気事業、観光施設事業（休養宿泊施設事業）、駐車場整備事業、病院事業及び工業用水道事業の9分野を対象としている。今後とも、各公営企業の経営分析に当たり、積極的に活用されたい。

4 人的支援

(1) 経営・財務マネジメント強化事業の創設

令和3年度より、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業である「経営・財務マネジメント強化事業」を創設することとしている。具体的には、「経営戦略の策定・経営改善」、「公営企業会計の適用」、「地方公会計の整備」、「公共施設等総合管理計画の見直し」の4つの政策テーマについて、アドバイザーを派遣することとしている。3月中旬頃に申請の募集を行う予定であり、各団体においては積極的に活用されたい。

なお、当該事業の創設に伴い、現在実施している「公営企業経営アドバイザー派遣事業」のうちモデル事業以外の事業及び「公営企業経営支援人材ネット事業」については、今年度限りで廃止することとしている。

(2) 公営企業経営アドバイザー派遣モデル事業

小規模団体においても公営企業会計の適用を円滑に進めるため、ロールモデルとなる地方公共団体を選び、専門的知見を有するアドバイザーを年複数回にわたり派遣し、集中的に取り組む支援する事業として昨年度より実施している。来年度も継続して実施することとしているので、積極的に活用されたい。

第2 各事業における課題とその対策

1 水道事業

(1) 広域化の推進

水道事業における抜本的な改革の中でも、複数の市町村が市町村の区域を越え、連携して又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進することが必要である。

このため、「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総財第85号・生食発0125第4号総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）により、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、各都道府県において、「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定するよう要請しており、都道府県においては同プランの策定及びその取組を推進するとともに、水道事業者である市町村等においては、都道府県とともに同プランに基づく水道事業の広域化に積極的に取り組まれない。なお、「水道広域化推進プラン」の策定に向けた取組を支援するため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を発売し、策定に当たっての実務上の参考資料として、プランの全体像や標準的な記載事項等を示している。さらに、プラン策定に当たっての留意事項として、連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化の推進・PPP/PFIをはじめとする官民連携手法の活用検討等を含む「水道事業における広域化の更なる推進について」（令和2年12月23日付け事務連絡）を発売したところであり、これらを踏まえ、引き続き、プランの策定に取り組むとともに、更なる広域化の推進に努められたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/02zaisei06_03000052.html）

所要の経費については、次のとおり、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

① 「水道広域化推進プラン」に基づく事業に要する経費

「水道広域化推進プラン」に基づく広域化に伴い必要となる施設の整備に要する経費について、地方負担額の1/2を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費に充当した一般会計出資債の元利償還金の60%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

② 「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費

都道府県が実施する広域化に係るシミュレーション経費など、「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和元～4年度）。

③ 経営統合に伴う高料金対策に係る激変緩和措置

経営統合を行った上水道事業について、統合後の上水道事業において算定した高料金対策の額が、統合前の事業における高料金対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から10年間の激変緩和措置（差額に一定率を乗じて算定。6年目以降、段階的に縮減。）を引き続き講ずることとしている。

(2) その他の取組の推進

水道は住民生活に必要なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した

場合には、国民生活に大きな影響を与えることから、全ての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、適切なストックマネジメントのもと着実な更新投資を進めるとともに、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI 等の民間活用の取組についても積極的に検討されたい。

水道事業の経営基盤を強化するためには、ICT・IoT 等の先端技術の活用による業務の効率化も重要となる。既に多くの水道事業において、浄水場等における集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されているが、水道スマートメーターによる自動検針・漏水情報の自動収集やビッグデータの収集・解析による配水の最適化・故障予知診断など、更なるデジタル化の推進を検討されたい。

また、令和2年度より、新たに土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁や津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域等における防水扉等の整備に要する経費について、地方財政措置を講じていることから、引き続き、災害対策に積極的に取り組まれたい。

(3) 旧簡易水道事業に対する地方財政措置

水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、経営基盤が脆弱な場合が多い簡易水道事業について、平成19年度より事業統合が推進されてきたことを踏まえ、統合後の旧簡易水道事業等の経営状況を整理し、持続可能な経営を確保する方策を検討するため、令和2年2月から「旧簡易水道事業等の経営に関する研究会」（以下、「旧簡水研究会」という。）を開催し、12月に報告書を取りまとめた。旧簡水研究会における検討内容及び報告書については、総務省ホームページに掲載しているので、参照されたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kanisuidou_keiei/index.html）

研究会報告書も踏まえ、簡易水道事業を統合した上水道事業（以下、「統合上水道事業」という。）について、地方財政措置を講ずることとしている。

具体的には、前年度末時点で経営戦略を策定しており、統合上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上又は有収水量1m³当たり資本費若しくは給水原価が全国平均（大規模団体を除く）以上の統合上水道事業における旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業を対象に、水道事業債の元利償還金の50%について、一般会計からの繰出しを行うこととし、当該繰出金の50%について特別交付税措置を講ずることとしている。

2 下水道事業

(1) 広域化・共同化の推進

スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できる広域化・共同化のうち、最も財政効果が高い類型は、管渠の接続によって処理場の統廃合を行う場合であり、市町村内の事業の接続も含め検討されたい。その際、市町村間の接続は、接続先市町村における処理場の余剰能力を活用した新たな収入確保策として有効である。

特に市町村間の広域化・共同化の推進に当たっては、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総財準第1号・29農振

第 1698 号・29 水港第 2464 号・国下事第 56 号・環循適発第 1801171 号総務省自治財政局準公営企業室長等通知)も踏まえ、協議が円滑に進展するよう広域行政を所管する都道府県が積極的に主導し、当事者間の調整に取り組まれない。広域化・共同化計画の策定に当たっては、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項などを盛り込むよう、「新経済・財政再生計画改革工程表 2020 を踏まえた「広域化・共同化計画」について」(令和 3 年 1 月 19 日付け総財準第 3 号・2 農振第 2560 号・2 水港第環 2155 号・国下事第 50 号・環循適発第 210119 号総務省自治財政局準公営企業室長等通知)を発出したところであり、これらを踏まえ、引き続き、同計画の策定に取り組まれない。

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

① 広域化・共同化に伴う施設整備に要する経費

広域化・共同化に伴い必要となる施設の整備に要する経費について、処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の 28%~56%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

② 「広域化・共同化計画」の策定等に要する経費

都道府県が実施する「広域化・共同化計画」の策定や市町村の広域化・共同化の支援に要する経費等について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている(令和元~4 年度)。

③ 事業統合に伴う高資本費対策に係る激変緩和措置

事業統合を行った下水道事業について、統合後の下水道事業において算定した高資本費対策の額が、統合前の事業における高資本費対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から 10 年間の激変緩和措置(差額に一定率を乗じて算定。6 年目以降、段階的に縮減。)を引き続き講ずることとしている。

(2) 公害防止事業債の経過措置について

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和 46 年法律第 70 号)が令和 2 年度末に期限を迎えることに伴い、令和 3 年度から令和 7 年度までの間、一定の基準を満たす団体及び事業について経過措置を講ずることとしている。

なお、詳細については、別途通知することとしている。

(3) 下水道事業における緊急自然災害防止対策事業債

下水道事業会計が実施する流域治水対策に資する地方単独事業に要する経費については、一般会計からの公営企業繰出金に対して、令和 3 年度から令和 7 年度までの間、緊急自然災害防止対策事業債の対象とすることとしている。公共下水道事業における対象施設については、雨水ポンプ、雨水貯留浸透施設、樋門、樋管を予定しているので留意されたい。

なお、詳細については、別途通知することとしている。

(4) その他の取組の推進

汚水処理施設の整備に当たっては、地理的・社会的条件に応じ、各種汚水処理施設の

中から最適なものを選択し、計画的・効率的に整備を行う最適化が重要である。人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種污水处理施設の整備区域の適切な見直しに取り組まれない。

職員（特に技術職員）が減少する中で、将来にわたり安定的に事業を継続するには、効率的に維持管理等を行うことが必要であり、指定管理者制度や包括的民間委託、コンセッションを含む PPP/PFI、事業や団体を越えた事務委託の共同発注など、民間活用の取組についても積極的に検討されたい。また、ICT を活用した処理場の遠隔監視等について、広域化・共同化を促進する観点からも導入を検討されたい。

今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上の影響が大きくなると見込まれることから、経営戦略やストックマネジメント計画の策定を通じて計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うなど、適切なストックマネジメントのもと、施設の長寿命化や事業量の平準化に努められたい。

経営及び資産の状況を的確に把握し、持続的な経営を確保するとともに、広域化・共同化等の経営改革を推進するためにも、公営企業会計の更なる適用拡大に取り組まれない。

3 病院事業

(1) 経営改革の着実な実施

病院事業については、各地域の将来目指すべき医療提供体制の確保に向けた取組と整合を図りながら、地域の実情を踏まえつつ、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の着実な実施に取り組まれない。

また、「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月 31 日付け総財準第 59 号総務省自治財政局長通知）の取扱いについては、厚生労働省における新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた地域医療構想の考え方・進め方も勘案しながら、持続可能な医療提供体制の確保に向けて、公立病院が地域において担うべき役割などについて検討しつつ、その改定の時期等を含めて、再整理することとしている。

関係地方公共団体においては、現行のガイドラインを踏まえ既に作成している新公立病院改革プランの実施状況について点検・評価に取り組まれない。

(2) 公立病院医療提供体制確保支援事業

総務省においては、公益社団法人地域医療振興協会（以下「地域医療振興協会」という。）と連携して、へき地等に所在する中小規模の公立病院に対し、病床機能の転換や医師確保等による診療体制の確立等に向けた計画の策定等について、経営面及び診療面双方からの支援を一体的に行う事業を創設することとしている。

併せて、公立病院の病床機能の転換又は経営形態の見直し等を検討している市町村の要請に応じて、「経営・財務マネジメント強化事業」において、地域医療振興協会からアドバイザーを派遣することとしている。

(3) 地方財政措置

公立病院改革に関する各地域の自主的な取組に支障が生じないように、令和3年度においても、公立病院の再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について、現行の地方財政措置を継続することとしている。

また、災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備については、通常の診療に必要な施設を上回る施設の整備を対象として講じている地方財政措置を拡充するとともに、対象事業の明確化等を行うこととしている。

具体的には、対象事業に係る建設又は改良に要する経費に充当した病院事業債の元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とした上で、元利償還金の70%に対し、普通交付税措置を講ずることとしている。また、対象医療施設に災害拠点精神科病院を追加するとともに、自家発電装置等の嵩上げ・上層階への移設を対象事業として明確化することとしている。

さらに、公立病院医療提供体制確保支援事業（第2の3（2）参照）については、病床機能の転換等に関する助言及び実施計画の策定支援などに係る経費の1/2を一般会計からの繰出しの対象とした上で、当該繰出しの80%に対し、特別交付税措置を講ずることとしている。

なお、「不採算地区に所在する中核的な公立病院に対する財政措置の創設等について」（令和2年4月1日付け総財準第44号総務省自治財政局準公営企業室長通知）における不採算地区の病院（不採算地区の中核的な病院を含む。）に対する特別交付税措置については、令和2年度と同様に、令和3年度においても「新公立病院改革ガイドライン」の改定に伴う更なる改革のためのプランの策定等の要件を適用しないこととしている。

ただし、第2の3（1）にあるとおり、関係地方公共団体においては、現行のガイドラインを踏まえ既に作成している新公立病院改革プランの実施状況について点検・評価に取り組まれない。

そのほか、不採算医療・特殊医療等について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

なお、公的病院等の運営費に対する地方公共団体の助成については、不採算地区の病院（不採算地区の中核的な病院を含む。）に対する措置も含め、引き続き、公立病院に準じて特別交付税措置を講ずることとしている。

4 その他の事業

観光施設事業及び宅地造成事業については、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総財公第146号・総財準第21号総務副大臣通知）の趣旨等を踏まえ、適切に対処されたい。

第3 その他諸課題への対応

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、大幅な収入減が発生していることから、公営企業の資金繰りを円滑にするため、令和2年5月より、特別減収対策企業債を発行できることとしたところ。その上で、償還利子の2分の1の額を繰り出し、繰出額の80%を特別交付税により措置することとしているところ。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症に伴う料金収入の減少により、資金繰りに影響が生じるおそれがあることから、引き続き特別減収対策企業債の発行を可能とすることとしている。

2 会計年度任用職員制度の施行への対応

地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和2年12月21日付け公務員部長通知）等に基づき、制度の適正な運用を図っていただきたい。

なお、会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費に伴う公営企業繰出金の影響額について、地方財政計画の公営企業繰出金に13億円を計上し、地方交付税措置を講ずることとしている。

3 消費税転嫁対策特別措置法の失効に伴う対応

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）は令和3年3月31日限りでその効力を失うこととされており、総額表示義務に関する消費税法の特例が終了するため、各公営企業及び各地方独立行政法人においても、価格表示を行う場合には総額表示（税込表示）としていただきたい。また、引き続き、消費税率（国・地方）の引上げに伴う影響額の支出予算への適切な計上、調達等契約事務の適切な運用など、消費税の適正な転嫁の確保に取り組んでいただきたい。

4 第三セクター等の経営健全化の推進

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社をいう。以下同じ。）は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知）等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター等については、各地方公共団体において、引き続き経営健全化等に取り組まれない。

特に、財政的なリスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）により、一定の要件に該当するものについて、第三セクター等に係る経営健全化方針の策定を要請したところである。

地方公共団体においては、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総財公第19号総務省自治財政局公営企業課長通知）を踏まえ、策定した経営健全化方針に基づき一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表いただきたい。

なお、各団体における第三セクター等の経営健全化の取組状況については、総務省ホームページに掲載しているので参考にされたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_content/000723905.xlsx)

「令和3年度の地方財政対策及び地方債計画の概要（公営企業関係）」及び「令和3年度地方公営企業関係予算案主要項目」については、別添1・2のとおりであり、併せて参照されたい。

【連絡先】

(公営企業の抜本的な改革の推進、公営企業の「見える化」の推進、会計年度任用職員、消費税)
自治財政局公営企業課 窪西係長 電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640

(経営戦略の策定・改定の推進、第三セクター等の経営健全化の推進)
自治財政局公営企業課 高木係長 電話：03-5253-5635 FAX：03-5253-5640

(公営企業会計の適用拡大、人的支援)
自治財政局公営企業課 田部井係長 電話：03-5253-5635 FAX：03-5253-5640

(水道事業)
自治財政局公営企業経営室 山本係長 電話：03-5253-5638 FAX：03-5253-5640

(交通事業)
自治財政局公営企業経営室 関口係長 電話：03-5253-5639 FAX：03-5253-5640

(下水道事業)
自治財政局準公営企業室 佐藤弘和係長 電話：03-5253-5642 FAX：03-5253-5640

(病院事業)
自治財政局準公営企業室 佐藤弘康係長 電話：03-5253-5643 FAX：03-5253-5640

(観光施設事業、宅地造成事業)
自治財政局準公営企業室 高野係長 電話：03-5253-5643 FAX：03-5253-5640

(新型コロナウイルス感染症に係る対応)
自治財政局公営企業課 関本係長 電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640